

第21回

「転売ビジネス」でお小遣い稼ぎのはずが… 簡単には儲からない！

相談事例

インターネットで「ネットビジネス」と検索し、「安く仕入れた商品をフリマサイトで高額転売する」という副業を紹介する事業者を見つけ、1万円でガイドブックを購入した。その後、事業者から電話があり「サポート付きの50万円のコースがある」「万が一、もうからなかったら返金保証もある」と説明され、クレジットカードで10万円、銀行口座振り込みで40万円を支払った。

事業者のサポートどおりにフリマサイトに商品を出品したが、買い手がつかず、仕入れの費用だけがかさんでいる。事業者は返金保証について、フリマサイトで150人以上からフォローされていることなどを条件としており、実現できそうにない。
(20歳代、女性)

問題点とアドバイス

インターネット通販等で仕入れた商品をフリマサイト等で販売する「転売ビジネス」に関する相談が増加しています。

消費者は、副業やお小遣い稼ぎをしようと転売ビジネスのノウハウやサポートを提供するという事業者と契約しますが、「誰でも簡単に高収入が得られるという広告や説明のようにはもうからなかった」「解約に応じてもらえない」などのトラブルがみられます。

(1) 広告や友人等からのうまい話をうのみにしないようにしましょう

転売ビジネスに関する情報は、インターネット上の広告、SNS、動画配信サイトなどさまざまな媒体で見られます。もうかる副業と紹介されていることもありますが、広告や説明のようには稼げなかったというトラブルが絶えません。

また、契約のきっかけが友人・知人やSNS上の知り合いからの紹介という場合でも、同様のトラブルが生じています。「簡単にもうかる」などの広告や友人等からのうまい話をうのみにしないようにしましょう。

(2) 転売ビジネスを始めるために高額な費用が必要と言われたら要注意です！

稼ぐために必要と言って、サポート、コンサルティングなどの高額な契約をさせる手口がみられます。「すぐに元が取れる」「返金保証がある」などと言われても、安易に信用せず、必要がなければきっぱり断りましょう。

断るときに「お金がない」と言うと事業者からクレジットカードでの支払いや借金を勧められ、勧誘を断り切れなくなる場合もあります。「契約しない」と明確に伝えましょう。

(3) 「リスクなし」「必ず稼げる」わけではありません

転売ビジネスは、事業者へ支払うサポート料等のほか、商品を仕入れるための資金やフリマサイト等での販売手数料、送料等、さらに費用が必要となります。また、仕入れた商品が第三者に確実に買ってもらえるかも分かりません。

また、フリマサイト等で禁止されている無在庫販売を勧められるケースもみられます。フリマサイト等での禁止事項だけでなく、法令等で禁止された転売をしないように注意しましょう。

参考：国民生活センター「「転売ビジネス」で稼ぐつもりが…簡単には儲からない！ - ネット広告やSNSの情報、友人からのうまい話をうのみにしないで-」(2021年2月10日公表) http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210210_1.html